

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69">http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69</a>

執行機関名 南相馬市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2 法によらない事務 第34の項 南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免をする場合に、南相馬市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)第3条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)第3条の補助金の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請者が設置する幼稚園に在園し、保育料等の減免を受けている幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
事務2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	保育料等の減免額の変更申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成18年南相馬市規則第134号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	保育料等の減免額の変更申請に係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--